

全社民発第 466 号
令和 4 年 3 月 30 日

都道府県・指定都市互助共励事業実施主体 事務局長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 松島 紀由
(公 印 略)

**令和 4 年度 全国民生委員互助共励事業の実施
および運営要綱(冊子)の送付について**

本会の事業推進につきまして日頃より格別のご協力を賜り深謝申しあげます。

令和 4 年度の互助共励事業を、別添「令和 4 年度 全国民生委員互助共励事業 運営要綱」により実施いたしますので、ご案内申しあげます。互助共励事業の実施にあたり留意事項等にご配慮のうえ、適切な運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、運営要綱（冊子）は、下記により送付いたしますので、貴都道府県・指定都市内の互助共励事業実施主体への配布につき、お取り計らいくださいますようお願い申しあげます。

記

1. 「令和 4 年度 全国民生委員互助共励事業」実施内容等について

令和 4 年度事業の実施にあたり、以下の「運営要綱に関する主な変更点」にご留意ください。なお、令和 4 年度事業計画および予算は、令和 3 年度第 3 回運営委員会です承を得ました。

運営要綱に関する主な変更点

令和3年度第3回全国民生委員互助共励事業運営委員会（令和4年3月1日）において、全国民生委員互助事業取扱要領に定める「退任慰労金」「配偶者死亡弔慰金」の給付基準の一部を改定しました。

(1) 令和4年度の改定内容

「退任慰労金」、「配偶者死亡弔慰金」給付基準の一部

【新】 令和4年12月1日より	【現】 令和4年11月30日まで
配偶者死亡弔慰金 「会員との婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡 <u>10,000円</u> 」とする	配偶者死亡弔慰金 「会員との婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡 <u>15,000円</u> 」とする
退任慰労金 ・ 在任3年を越える9年未満 3,000円 ・ 在任9年以上15年未満 5,000円 ・ 在任15年以上 7,000円	退任慰労金 ・ 在任3年以上9年未満 3,000円 ・ 在任9年以上15年未満 5,000円 ・ 在任15年以上 7,000円

(備考)

配偶者死亡弔慰金は、死亡年月日が令和4年12月1日以降の申請から、給付金額を10,000円に改定します。

また、退任慰労金は、令和4年12月1日から委員任期が3年と1日以上（一斉改選時に委嘱された委員は2期目から）が対象となります。

(2) 令和3年度の改定内容（全社民発第241号令和3年10月28日通知済）

令和3年9月29日より改定、適用した互助事業「災害見舞金」給付基準および中央共励事業「民児協活動強化推進事業実施要領」の改定

上記(1)(2)を反映した運営要綱各様式等の変更点

- ・ p.1~5「申請・報告の締切」「給付金申請の時宜と留意事項について」を追加。
- ・ p.6~7 助成金に関する表を冒頭部に移動。
- ・ p.14~15 表1・一般給付「(1) -②配偶者死亡」「(4) 退任慰労」欄。表1欄外の記述に令和4年12月1日以降の改定基準を追加。
- ・ p.15 表1・一般給付「(3) 災害見舞」の「全壊・大規模半壊」欄。表1欄外の記述に「中規模半壊」追加。
- ・ p.20、26、29「互助様式第2号、8号、11号~13号」に「配偶者死亡」、「退任慰労」、「中規模半壊」に関する記述を追加。
- ・ p.31 表に「配偶者死亡」用として件数欄を追加。
- ・ p.34 互助給付金返還申請用に「互助様式第16号」を追加。
- ・ p.37~38「民児協活動強化推進事業実施要領」の申請要件に助成額上限40万円（20万円の下限を削除）、事業の全国大会等での成果報告を追加。
- ・ p.39~43「強化推進事業様式第1号~4号」を追加。

2. 「令和4年度 全国民生委員互助共励事業 運営要綱」の送付部数について

- ・ 貴会への送付部数は別紙①「配布数一覧」のとおり。
発送代行業者（東京都同胞援護会）より一括してお送りします。
- ・ 貴都道府県・指定都市内の市区町村互助共励事業実施主体へ配布いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 申請・報告様式のデータについて

申請・報告様式等は「全国民生委員互助共励事業ホームページ」よりダウンロードできるよう準備中です。

改定等にもとない様式に変更がありますので、新様式をお使いください。
準備が整い次第別途ご案内いたします。

● 「全国民生委員互助共励事業ホームページ」 URL

<https://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/index.html>

*本件に関するお問合せ先

全国社会福祉協議会民生部（担当：吉田、荒井）

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

Tel.03-3581-6747 / Fax.03-3581-6748

E-mail:z-gojo-hoken@shakyo.or.jp